

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 第1委員会室 担当職員 山末
日 時	令和元年9月20日(金曜日)		開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午後 3 時 43 分
出席委員	◎富谷 ○並河 長澤 大塚 三宅 小松 西口		
理事者 出席者	<b>【健康福祉部】河原部長</b> [地域福祉課] 佐々木課長、中野副課長、的場福祉総務係長、田端地域福祉係長 [障害福祉課] 俣野課長、木村副課長、吉田副課長、石津地域生活支援係長 [高齢福祉課] 山内課長、松本副課長、木村介護保険係長、山口高齢者係長 [健康増進課] 大西課長、中山副課長、中村健康づくり係長 <b>【こども未来部】高橋部長</b> [子育て支援課] 森岡課長、酒井こども政策係長、井尻こども支援係長、谷口こども給付係長 [保育課] 阿久根課長、釜中保育政策係長、小森保育幼稚園係長		
事務局	山内事務局長、山末主査		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員1名(平本)

## 会 議 の 概 要

- 1 開会
- 2 事務局日程説明
- 3 付託議案審査

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第16号議案 平成30年度亀岡市一般会計決算認定(こども未来部所管分)

<こども未来部長>  
(概要説明)  
<各課長>  
(資料に基づき説明)

～10:33

[質疑]

[総務費]  
(質疑なし)

[民生費]  
<並河副委員長>  
待機児童が問題になっているが、亀岡市の場合はどうか。  
<保育課長>

亀岡市においても待機児童はある。平成31年4月1日現在の入所待ち児童は22

人、国定義では4人である。途中入所もあるため、9月1日現在の入所待ち児童は89人である。

<並河副委員長>

希望に合わないためにこのような数字になっているのか。

<保育課長>

入所待ちの中には、希望のところに入れなかったために入所待ちとなっている人もいる。また、転園希望の人もいる。

<小松委員>

P133、保育料の滞納額や人数は。

<保育課長>

平成30年度末の滞納額は、不納欠損後で3,475万8,910円である。人数は182人であり、一部重複している。

<小松委員>

やむを得ない理由以外の滞納理由にはどのようなものがあるのか。

<保育課長>

いろいろな事情があると思うが、収入が減ったために払えない場合もある。そういった場合は窓口で相談に来ていただき、分納制度の活用を勧め、最終的には納付いただけるように努めている。

<小松委員>

経済的に余裕があるにも関わらず、意図的に保育料を払わない場合の督促等は、具体的にどのようなことを行っているのか。

<保育課長>

20日を過ぎても納付がない場合は毎月督促を行っている。年に1～2回は催告書を出している。また、保育所長や民間保育園の園長先生から納付を促していただいております。これが最も効果的であると考えている。

<小松委員>

P136、要保護児童対策経費の要保護児童対策地域協議会委員謝礼について、協議会の人数と構成員は。

<子育て支援課長>

委員数は17名であり、関係機関等については、児童相談所、家庭支援総合センター、南丹保健所、亀岡警察署、京都中部広域消防組合、小学校長会、中学校長会、府立高等学校、社会福祉協議会、亀岡市医師会、民間保育園長会、亀岡市立幼稚園、自治会連合会、青少年育成協議会、PTA、民生委員児童委員協議会、青葉学園、人権擁護委員会という構成である。謝礼としては、その中の公務員以外の8人に5,000円分の図書券を交付している。

<小松委員>

現在、児童虐待が非常に問題になっており、連絡調整会議でもいろいろなことを検討していると思う。それによって未然に児童虐待が防げたり、非常に役に立ったりしたことはあるのか。

<子育て支援課長>

学校の情報や児童相談所での面談の様子など、子どもや保護者の様子を共有することで、こちらから家庭訪問する際に、あらかじめその家庭の課題等を把握することができる。また、情報を事前に把握することにより、適切なアドバイスができる面では非常に役に立っている。

<西口委員>

児童虐待相談（通報）件数は、これまでと比較して増加してきているのか。

<子育て支援課長>

件数は毎年増加傾向にある。件数の推移だが、平成20年は34件、平成21年からは74件、78件、50件、78件と推移しており、平成25年度からは87件、89件、平成27年度は131件、平成28年度は126件、平成29年度は185件である。平成27年度に89件から131件と大きく増加しているが、その要因については、189の通報の開始や、法的にも虐待と疑わしき場合であっても通報を呼びかけるようになったこととあわせ、警察においても、夫婦げんかで警察が呼ばれたときに、子どもがその場にいた場合は心理的虐待に当たるということで、必ず通告することになったこと等があり、件数が急増した。

<こども未来部長>

補足する。この件数は年度内で新たに上がってきた新規の通告件数であり、現在、要保護児童対策地域協議会で管理している件数は300件を超えている。その中には、緊急性があるものや緩やかに見守りを続けるものなど、程度はいろいろである。緊急のケースについては、即一時保護が徹底されてきている。私は10年ほど前に同じような業務をしていたが、その当時は職員も児童相談所も保護をちゅうちょしていた。しかし、現在はすぐに児童相談所が動く体制が整っている。

<西口委員>

徹底して踏み込み、知恵を絞って十分な対応ができる体制をとってほしい。

<こども未来部長>

この間、環境厚生常任委員会において、子どもの虐待について取り上げていただいている。そのこともあり、相談員の人数がふえたことも目に見えた効果だと思う。スタッフが充実し、一致団結することがこの業務にとっては大事である。きちんと目が行き届くよう徹底してきたい。

<富谷委員長>

多くの事業で社会福祉事業基金繰入金を財源に充てているが、この基金は潤沢にあるものなのか。

<保育課長>

基金については財政課が管理しており、我々からは十分なことを申し上げられないが、平成30年度末の社会福祉事業基金残高は1億7,305万円と聞いている。

<並河副委員長>

P138、病児・病後児保育事業経費について、現在は上原医院のみだが、拡大に向けた方向性は。

<保育課長>

事業費が1,000万円を超える事業である。また、医師、看護師、保育士のスタッフの確保が難しく、スペースの問題もあることから、非常にハードルが高い事業であると考えている。上原医院の状況は、インフルエンザの流行等にもよるかもしれないが、前年よりも人数がへっている。ニーズを聞きながら、慎重に検討していきたい。

<大塚委員>

P137、ひとり親家庭等生活支援・相談事業経費について、自立支援教育訓練と高等職業訓練の内容は。

<子育て支援課長>

自立支援教育訓練給付金は、母子・父子家庭で就職を目指して技能を身につけたいと考える人が、資格取得のために講座を受講される場合に、受講分を教育訓練給付

金として上限20万円、最大4年間支給するものである。対象となる講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座となっている。高等職業訓練促進給付金は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士等の国家資格を有するものについて、養成機関に入学して資格を取得するための給付金として、非課税世帯で月額10万円、課税世帯で7万5000円を給付するものである。

<大塚委員>

高等職業訓練促進給付金の上限枠は決まっているのか。

<子育て支援課長>

上限は決まっていない。人数の限定もない。

<大塚委員>

広報の充実により、受けた人がふえ、10人や15人という申込みがあった場合、全員が受けられるのか。

<子育て支援課長>

ひとり親家庭等生活支援・相談事業経費は、昨年度の事務事業評価でも取り上げていただき、「見直しの上拡充」の評価をいただいている。ひとり親の方が経済的な困窮に陥る原因として、安定した職につけていないことが一番に挙げられるかと思う。ことしもハローワークと連携し、児童扶養手当の現況届の提出期間である8月に照準を合わせて積極的にこの制度やハローワークにつなげるよう取り組んでいる。全ての人に受講いただけるよう取り組みたい。

[衛生費]

<小松委員>

P144、保健対策事務経費の不妊治療給付事業補助金について、実際に不妊治療を受けた場合、どの程度の負担がかかるのか。

<保育課長>

担当課ではないが、人工受精であれば3~4万円と聞いている。体外受精であれば何十万円にもなると聞いている。

<小松委員>

P146、発達支援事業経費について、実際に発達障がいが見つかった場合、どのようなケアを行うのか。

<子育て支援課長>

明らかに障がいがある場合には、適切な医院や花ノ木医療福祉センターにつないだりしている。しかし、子どもの発達には本当にすごいものがあり、その時点で何かあったとしても、数年後には解消されている場合もある。言語の発達や身体の発達に関するトレーニングをそれぞれしかるべき時期に受けていただくようアナウンスしている。

<小松委員>

発見について、まずは4歳児健康観察で見つけるということか。

<子育て支援課長>

乳幼児健診や4カ月、11カ月、2歳半の定期的な健診での発見も含め、最終的には4歳児健康観察になる。それぞれの時点において適切な施設等につないでいる。

<小松委員>

乳幼児健診や4歳児健康観察などで障がいが見つかった場合に、全ての人がケアを受けるわけではないと思う。どのぐらいの割合でケアを受けているのか。

<子育て支援課長>

ペアレントトレーニングなど、保護者が了承すれば全ての方に訓練等を受けていただいている。先ほども申し上げたが、子どもの発達にはすごいものがあり、必要以上に保護者に心配を与えるようなアドバイスは現実的には避けていることもある。そのため、年齢が1～2歳程度の時点では、保健師が保護者に対してこういう行動を観察してくださいということをアドバイスしており、必要に応じてこのような訓練があるということを説明している。施設に入る場合等は定員の関係もあるため100%ではないが、基本的には全ての人に訓練等を受けていただいている。

<小松委員>

障がいが見つかったことやケアを行ったことを保育所や幼稚園、小学校等に対して伝えていると思うが、どのような状況か。

<子育て支援課長>

保育士や幼稚園教諭がそれぞれ子どもの特性について学んだり、臨床心理士が保育所を回ったり、研修を開催して障がいのある子どもへの対応の仕方等について講義したりしている状況である。

<小松委員>

個々の対応についてはどうか。

<子育て支援課長>

子育て支援課に保育所等から連絡があった場合は、臨床心理士が個々の子どもの状況について対応している。

<西口委員>

ケアを受けたほうが良いと判断されているにもかかわらず、親が子どもの状況を認めない場合の対応が非常に難しいと思うが、どのような対応をしているのか。

<子育て支援課長>

保健師等が対応するのだが、まずは見守りから入り、定期的な検診や家庭訪問等で子どもの状況を尋ねていく。時間をかけても根気強く、徐々に理解をいただくように訪問等を実施して、親の困り感を捉えて対応している。

<保育課長>

補足だが、保育所においても、保育士から保護者に伝えるのは本当につらいことだが、丁寧に行っている。

<こども未来部長>

さらに補足だが、親も認めたくはないが、育てにくさもあると思う。そういったことが虐待の前触れにもなりかねない。親の困り感に上手に寄り添い、いろいろなところと連携しながら対応している。

[商工費]

(質疑なし)

[歳入]

(質疑なし)

[理事者退室]

～ 11 : 13

<富谷委員長>

明日の事務事業評価に向けて、事前の打ち合わせを行う。事務局から説明を。  
＜事務局主査＞  
(事務事業評価の流れ等説明)

＜休憩 11:17～13:00＞

[理事者入室] 健康福祉部

(3) 第16号議案 平成30年度亀岡市一般会計決算認定(健康福祉部所管分)

＜健康福祉部長＞  
(概要説明)  
＜各課長＞  
(資料に基づき説明)

～14:01

[質疑]

[総務費]  
(質疑なし)

[民生費]  
＜小松委員＞

P97、民生委員活動経費について、個人情報関係で訪問すべきところの情報がなかなか得られず、大変苦勞されていると聞く。民生委員の活動にかなり負担がかかっている中で、個人情報を市から提供することはどうしてもできないのか。

＜地域福祉課長＞

個人情報保護法により、亀岡市が保有している高齢者や障がい者等の情報を無差別に提供することは一切できかねる状況である。これについては、民生委員にも一定の了承をいただいていると考えている。例えば、民生委員がいつも見守りを行っている高齢者の姿が最近見えず、民生委員が情報を把握できない場合などについては、一定の支援を行い、情報提供できるものは全て提供・共有している。個人情報についてはハードルが高いが、できるところから対応している。

＜小松委員＞

P107、シルバー人材センター運営補助金について、シルバー人材センターの高齢化や活動の実態は。

＜高齢福祉課長＞

シルバー人材センターの会員数は平成30年度が622人、平成29年度が615人である。受注件数は平成30年度が6,081件、平成29年度が6,078件である。契約金額は平成30年度が3億2,553万1,229円、平成29年度が3億4,335万3,618円であり、1,782万2,389円減少した。就業率は平成30年度が92.4%、平成29年度が94.8%であり、2.4%の減少である。平均年齢は平成30年度が73.1歳、平成29年度が72.8歳であり、0.3歳高齢化している。

＜小松委員＞

高齢化による問題や課題はあるのか。

<高齢福祉課長>

適切に運営がなされていると承知している。

<小松委員>

P 1 1 9、法内扶助費について、全国や京都府と比べて世帯数が少ないが、これはどう解釈すればよいのか。

<地域福祉課長>

全国、京都府ともに減少傾向にあるが、亀岡市の減少率はそれよりも若干大きい。これについては、幾つか要因があると考えている。一つは、雇用情勢が改善していることである。また、高齢化の進展により、生活保護受給者の約半数が65歳以上の高齢者であり、病気等で亡くなられる人が多いことも減少の一つの要因である。もう一つは、生活困窮者自立支援事業が制度開始から6年目を迎えている。この制度は、生活保護に至る手前での支援を目的としており、これが機能してきていることが大きい。亀岡市が特に低いことについては、京都市内等に就労されると、その近くへ引っ越されることがあり、件数が若干少なくなっていると考えられる。

<大塚委員>

P 1 1 4、地域生活支援事業経費、地域活動支援センター事業の詳細は。

<障害福祉課長>

委託先は亀岡福祉会と信和福祉会である。畑作業等の中で地域の人と交流したり、催し等で互いに交流を図ったりすることが主な事業である。

<大塚委員>

P 1 1 8、生活困窮者自立支援事業経費について、診療報酬明細書点検員はレセプトの何を見ているのか。

<地域福祉課長>

医療扶助費を適正に支出していくためにレセプトの点検を行っている。一つは、係長級であるS Vの指導のもとで全件の請求内容を確認し、生活保護受給者の病状、療養状況を把握し、ケース指導や処遇に活用していくものである。平成30年度のレセプト件数は1万5,824件であり、その全件を確認する。もう一つは、その過程で過誤の調整を行うことがある。例えば、この医療費は交通事故でみなければならぬものであった、既に保護が廃止になっている人であった、障害施策の中で支払われるべきものであった等の過誤を発見し、調整することもこの事業の大事な内容である。

<大塚委員>

医療扶助専門員は何を見ているのか。

<地域福祉課長>

医療扶助専門員は、頻回受診の対応として、例えば、月に20回以上受診される人などの対応とジェネリック医薬品の使用促進を目的としている。頻回受診の対応はレセプト等を確認するとわかるため、受診指導や服薬の指導などを行うことになっている。強制はできないが、ジェネリック医薬品に変更ができる薬をリストアップし、丁寧な説明を行い、積極的な利用促進を図るものである。平成30年度の亀岡市のジェネリックの数量シェアは86%となっている。国の目標は80%なので、現在はそれを超えている。

<並河副委員長>

P 9 6、くらしの資金貸付金について、貸付額が10万円から5万円に減額されたが、件数は前年と比較してどうか。

<地域福祉課長>

平成29年度は夏期が10件、年末が30件で、合計40件であった。平成30年度は24件である。参考だが、今年度の夏期の貸し付けは15件である。

<並河副委員長>

通年化の要望を聞くが、その考えはないのか。

<地域福祉課長>

3点申し上げるが、1点目は、滞納が多い事業である。もう1点は、リピーターが大変多い。平成30年度の夏期の貸し付けでは27%の人が、年末では77%の人が過去に貸し付けを受けられていた。これは、一概にはいえないが、くらしの資金貸付金の目的である生活の自立に結びつきにくい状況になっているのではないかと考えている。もう1点だが、くらしの資金を含めた貸付金は、国の生活困窮者事業のセーフティネットの第2のセーフティネットに当たるのではないかと考えており、先ほど説明した生活困窮者自立支援事業の大きな枠の中に入ってくると思っている。くらしの資金貸付金以外の支援がふえてきていることも含め、通年化は考えていない。

<並河副委員長>

他市では地元業者に対する事業用貸付金などもあるが、亀岡市には全くない。亀岡市でただ一つの貸し付けであり、何とか市民の願いに応えてほしい。

P105、高齢者等生活支援経費について、緊急通報装置が有料となったが、制度の広報はどのように行っているのか。

<高齢福祉課長>

有料化を実施する際は、それぞれの対象者を回り、平成30年8月から有料になる旨をお知らせした上で、継続利用されるのかについてアンケートを実施した。平成29年度末で285件であったが、平成30年度末では214件であった。緊急通報装置は必要だが有料になるために廃止するという人もいたが、転居・同居・死亡等の人もいた。有料になったことにより1,000円の負担が生じたため、実績額は327万8,350円となり、246万8951円の減少となった。広報としては、暮らしのハンドブックを年に1回作成し、制度の周知を図っている。

<並河副委員長>

新規の設置はふえているのか。

<高齢福祉課長>

新規の設置は16件であった。廃止は84件である。

<並河副委員長>

P108、老人福祉センターが無償譲渡されたが、平成30年度決算でのお金の移動はないのか。

<高齢福祉課長>

200万円の委託料と電気代、光熱水費等の支出があった。令和元年度からは支出はない。

<西口委員>

P105、敬老乗車券事業について、販売冊数は前年度と比較してふえているのか。

<高齢福祉課長>

この事業は、平成29年度から実証実験として、高齢者の移動手段の確保、外出の促進、公共交通機関の利用促進、地域間格差の是正を目的として実施したものである。平成29年度の実績は、対象者数が1万1,900人で、購入者数が854人、販売冊数が1,395冊、支払額は697万5,000円であった。平成30年度



は対象者数が1万9,300人で、購入者数が1,164人、販売冊数は1,869冊で、支払額は685万6,000円であった。決算額は少ないが、これは着札精算といい、販売精算から券が来た時点で支払う形にしている。令和元年度も平成30年度の敬老乗車券を使うことができ、平成29年度に購入された分の請求もきている。令和元年度は、利用の増加と過去の乗車券の使用があり、実績額は増加傾向にある。

<西口委員>

以前は、敬老会に出席した人に対して5,000円を助成していたが、その当時の予算と比較して、まだ余裕はあるのか。

<高齢福祉課長>

敬老事業の見直しに伴い、平成29年度から敬老乗車券事業を開始した。財源としては、2,500万円であった敬老事業補助金から1,000万円を敬老乗車券事業に利用する形で発足している。予算額は平成29年、平成30年ともに1,000万円の予算で実証実験として開始したところである。令和元年度は、一定定着したこともあると思うが、タクシーの乗車も可能となり、相乗効果でバスも利用いただいている。去年の同時期と比較すると1.5倍程度増加傾向にある。

<西口委員>

敬老会に参加した人だけに喜んでもらうのではなく、公平にバランスの取れた施策を実施してほしいと思っている。予算には限りがあると思うが、敬老乗車券以外の施策も考えているのか。

<健康福祉部長>

敬老事業を見直した平成29年度に自治会からの強い反対があり、敬老会事業はそのまま残している。敬老会については時間をかけて議論していかなければならないと思っている。敬老会の出席率は非常に少ない状況であるので、それも加味しながら継続して検討していかなければならない。敬老乗車券は、タクシーが利用できるようになったことにより、都市部だけでなく周辺地域においても少しずつ利用がふえている。これにより、1,000万円の枠から少しオーバーしてきている。これを効率よく、財政負担も余り伴わないようにしていくことが重要になってくると思う。それは交通機関、道路交通の整備と合わせ、市全体の課題として現在も検討を続けている。

<西口委員>

敬老乗車券を拡充することを考えていかなければならないと思う。高齢者の交通の利便性が保てるような施策が必要である。現在の敬老乗車券は、2冊までしか購入できないこととなっているが、それ以上に欲しい人もいる。車がなく、家族がいなければ買い物や病院になかなか行けない人は特にそう思っている人が多い。そういった配慮も含めて検討いただきたい。

<長澤委員>

P97、避難行動要支援者名簿の登載者が1,383人であり、名簿情報提供同意者数が1,017名だが、提供いただく情報の中身は。

<地域福祉課長>

避難行動要支援者名簿は、法で決まった名簿であり、強制的に対象者の情報を各システムから持ってきてつくる名簿である。その内容は、要介護認定3以上や障害者手帳の1、2級の人などであり、各担当課から対象者を抜き出していく。その方々に対し、普段から名簿情報を活用するために民生委員や自治会に名簿情報を提供してもよいと同意をいただいた方が1,017人である。

<富谷委員長>

支援者への情報提供の同意率向上に努めたとのことだが、案内文の送付を行ったのみか。

<地域福祉課長>

もちろん文書は送付したが、昨年度、同意、不同意者以外に全く返事が返ってこない未返信者が昨年の段階では534人であった。ここが課題だと感じ、この534人の全てを市職員と嘱託職員で訪問した。その結果、対象外の人もいたが同意をいただけた人もいる。平成30年の名簿登載者が1,752人であったかと思うが、訪問により対象外の人が多く判明したためにかなりへっている。それもあり、今年度は未返信者が前回の534人から227人に減少した。この227人に対しても今年度に順次訪問し、手間をかけながらやっていきたい。

<富谷委員長>

P102、自殺対策事業経費について、自殺者がへってきているようだが、ことしの自殺者は。

<地域福祉課長>

平成28年は11人、平成29年は8人、平成30年は6人である。これからも自殺対策は手を緩めずに頑張っていかなければならないと考えている。

<富谷委員長>

主な経費では支援員報酬が少しへっており、自殺予防啓発事業もへっていると思う。自殺予防啓発事業の経費がへったのは、啓発事業の中身が変わったということか。

<地域福祉課長>

支援員については、精神保健福祉士を雇用しているが、福祉人材が不足しており、週3回で応募いただいた方があったために経費が少しへっている。しかし、週3回でも非常に精力的に活動いただいているため、これまでと遜色はない。自殺予防啓発事業の経費については、年度によって作成するパンフレット等が違うこともあり、若干の増減はあるが、この経費はイベントや街頭啓発の経費であり、事業内容は例年とほぼ変わらない。

<富谷委員長>

自殺されるは高齢者が多いのか、若者が多いのかはわからないが、もし若者が多いのであれば、若者に対してピンポイントに啓発するのも一つの方法だと思う。啓発効果を高めるために考えていることはあるか。

<地域福祉課長>

亀岡市で自殺される方は、ここ数年は変わらず各年代に分布している。20歳以下の方はほとんどなく、被雇用者の男性が多いという特徴があった。そのため、現在は企業への啓発に力を入れている。平成30年は商工会議所に協力いただき、事業規模の小さな事業所に対して商工会議所から会報等を送られる際に、一緒に啓発グッズを入れていただいた。ことしは少し規模の大きい事業所や従業員向け啓発を行いたいと思っている。

<並河副委員長>

P97、命のカプセルの配布について、これは毎年行っているのか。

<高齢福祉課長>

命のカプセルの配布は、民生委員、各地区民生委員児童委員協議会、7協議会と委託契約を毎年締結している。昨年までに配布済みの分が1万700件、平成30年度に配布したのが1,737件で、合計1万2,437件である。委託料は28万円である。原則70歳以上の方に配布しており、希望があれば特に65歳以上の方

に配布していただいている。参考までに、消防署の救急部隊の出動で、48件が命のカプセルの記載事項で確認したとのことである。

<並河副委員長>

2人暮らしでも70歳以上であれば対象になるのか。

<高齢福祉課長>

希望があれば利用いただける。また連絡をいただければ配布する。平成30年は、11月11日から平成31年2月15日まで民生委員が配布した。ことしも11月から12月に委託を開始する予定であり、その時期に委託契約を締結する予定である。随時、高齢福祉課へ連絡をいただければ配布することも可能である。

[衛生費]

(質疑なし)

[労働費]

(質疑なし)

[教育費]

(質疑なし)

[歳入]

(質疑なし)

～14:49

<休憩 14:49～15:00>

#### (1) 第20号議案 平成30年度亀岡市介護保険事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～15:28

[質疑]

<大塚委員>

P272、基準月額保険料は前年度に比べて増加しているのか。

<高齢福祉課長>

保険料は3年ごとの介護保険事業計画で設定している。平成30年度から令和2年度までの保険料が5,196円である。第7期亀岡市介護保険事業計画に基づく保険料が5,196円であり、第6期においても5,196円である。京都府下の状況としては、平均で5,767円であり、亀岡市は保険料の低い順で下から2番目である。最も高いところで6,980円である。

<大塚委員>

P273、介護認定審査会について、新規や区分変更等も合わせて認定に39.4日かかっていたとのことであった。これはあくまで平均で、医師の意見書等をすぐ

に書いてくれるところは早くできるが、なかなか書いてもらえないところは2カ月以上かかっている場合もあると思う。意見書を早く書いてもらうのは難しいかもしれないが、できるだけ早くできるようにお願いしたい。

<高齢福祉課長>

更新申請の人で特に安定している人は若干おくれることもあるが、新規認定で急ぎの人等はできる限り早めに審査するなど、できるだけ柔軟に対応したい。平成30年度から認定期間が3年に見直されたため、今後は日数が減ってくるものとする。

<並河副委員長>

P272、成果・実績のところでは不納欠損額(256人)と書かれているが、具体的な中身は。

<高齢福祉課長>

平成30年度の不納欠損の対象者は256人で、内訳は死亡が17人、転出・出国が16名、職権消除が2名、居所不明が2名、時効が219名である。なお、前年度は合計で306件、3,344万8,576円の不納欠損を行った。

<並河副委員長>

具体的にはどうなれば時効といえるのか。

<高齢福祉課長>

介護保険料は長い間債権を持っていてもなかなか収納できないため、時効は介護保険法に基づいて2年である。2年の時効を過ぎると保険料を収納できない。誤って入った場合は返還するしかない。2年を経過すれば調定処理で不納欠損をしている。

～15:35

## (2) 第18号議案 平成30年度亀岡市休日診療事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

(概要説明)

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～15:42

[質疑なし]

[理事者退室]

散会 ～15:43